２０２２年（令和４年）７月１２日

各ブロック長　様

福山市自治会連合会

会　長　佐藤　賢一

福山市自治会連合会あけぼの基金要綱に基づく

顕彰受賞候補自治会（町内会）の推薦について（依頼）

　盛夏の候，ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

　さて，今年度も「福山市自治会運営研究大会」の開催を２０２３年（令和５年）２月２２日（水）に予定しておりますが，この席で地域の特性を活かした活発な活動により，住みよいまちづくりをすすめている自治会（町内会）の表彰をいたしますので，ご推薦をお願いいたします。

（参考までに，昨年度の文書と，これまでの表彰履歴の表を合わせて送付いたします）

 あわせまして，表彰事由のご提出のお願いを，自治会（町内会）の代表の方へご依頼ください。「福山市自治会運営研究大会」の冊子に掲載されます。

　メールでの提出をお願いいたします。様式を送信いたしますので，送信希望のアドレスをご連絡ください。

※福山市自治会運営研究大会の詳細につきましては，1月頃改めてご案内いたし

 ます。

※推薦書の取り扱いについては，個人情報保護に十分注意してください。

※いただいた個人情報は，上記の目的以外での使用はしません。

１　提出期限　　**２０２２年（令和４年）９月１５日（木）必着**

 （期限厳守でお願いします）

２０２２年（令和４年）　 　月　 　日

福山市自治会連合会

会長　佐藤　賢一　様

推薦ブロック名

ブロック代表者

福山市自治会連合会あけぼの基金要綱に基づく

顕彰受賞候補自治会（町内会）の推薦について（回答）

　みだしのことについて，次のとおり推薦します。

 【推薦自治会（町内会）】　 ※正式名称をお書きください

※必ずふりがなをつけてください。

**ふりがな**

学区（地区・町）

**ふりがな**

自治会（町内会）

**ふりがな**

自治会（町内会）代表者様名

表彰の事由 作成者様

 　〃　 連絡先TEL　　 　 　－　　 　　－

２０２２年（令和４年）　 　月　 　日

福山市自治会連合会

会長　佐藤　賢一　様

福山市自治会連合会あけぼの基金要綱に基づく

自治会（町内会）表彰の事由

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ブロック名 | （ふりがな）（地区・町）名 |  （ふりがな） 自治会（町内会） | （ふりがな）代表者名 |
|  |  |  |  |
| ☆大会冊子に掲載されます。表彰の事由**約400字　Ａ－４の半分の大きさ** |

|  |
| --- |
| 【ご提出・お問合せ先】福山市自治会連合会事務局福山市市民参画センタ内電 話 （084）923－9633ＦＡＸ　（084）923－9650 メール jichiren@ms11.megaegg.ne.jp担 当 大本・猪原 |

**メールにてご提出ください。**

■提出期限　　**２０２２年（令和４年）９月１５日（木）必着**

 （期限厳守でお願いします）

**福山市自治会連合会あけぼの基金規程**

平成４年３月２１日

（設置の目的）

1. 福山市の自治会（町内会）活動の活性化を図るための事業資金に充て

　るため，福山市自治会連合会あけぼの基金（以下「基金」という。）を設置

　する。

（基金の額）

1. 基金の額は，１，０００万円とする。

（基金の管理）

1. 基金は，最も確実かつ有利な方法により管理運用しなければならない。

（管理益金の処理）

1. 基金の運用から生ずる収益は，特別会計収支予算に計上して第１条の

　目的を達成するために使用するものとする。

（処分）

1. 基金は，第１条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限

　り，これを処分することができる。

（委任）

1. この規程の施行について必要な事項は，会長が別に定める。

　　　附　　則

　この規程は，平成４年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　この規程は，平成１７年６月２日から施行する。

**福山市自治会連合会あけぼの基金要綱**

平成４年３月２１日

（趣旨）

1. この要綱は，福山市自治会連合会あけぼの基金規程第６条の規定に基

づきあけぼの基金の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（管理益金の使途等）

1. この基金から生ずる収益は次の各号に掲げる事業に使用するものとす

る。

1. 自治会（町内会）活動支援事業
2. 自治会（町内会）活動活性化事業

（事業実施の方法）

1. 前条に掲げる事業の実施方法は次のとおりとする。

　前条第１号の事業については，地域特性を活かした活発な活動により，住

みよいまちづくりをすすめる自治会（町内会）を顕彰して行うものとする。

２　前条第２号の事業については，福山市自治会連合会が実施する指導者の養

　成を図るための事業とする。

（支援されるものの決定）

1. 第２条第１号の規定により支援されるものは，選考委員会（以下「委

員会」という。）において決定する。

（委員会）

1. 委員会は，福山市自治会連合会常任理事を委員として組織する。

（会長）

1. 委員会の会長は，福山市自治会連合会長をもって当てる。

２　会長に事故あるときは，あらかじめ委員のうちから互選された者が，その

職務を代理，代行する。

（会議の招集）

1. 委員会の会議は，会長が招集する。

（議事及び運営）

1. 委員会の会議の議長は，会長がこれに当たる。

２　委員会の会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　前２項に定めるもののほか，委員会の議事及び運営の細目については，委

員会で定める。

　　　附　　則

　この要綱は，平成４年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　この要綱は，平成１７年６月２日から施行する。

　附　　則

　この要綱は，平成２２年６月１１日から施行する。